

通所リハビリテーション運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、長野県厚生農業協同組合連合会が設置・運営する鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院（以下事業所という）が行なう指定通所リハビリテーション事業の、運営及び利用に関して必要な事項を定め、事業所の指定通所リハビリテーション事業の提供にあたる従業員（以下従業員）が、要介護状態となった高齢者に対し適切な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 事業の従業員は、利用者が要介護状態等になった場合においても可能な限りその居宅においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化防止、または、要介護状態となることの予防を資するよう。目標を設定し計画的に指定通所リハビリテーションを提供するものとする。

3 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、その提供する指定リハビリテーションの質の評価を行ない、常に改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 長野県厚生農業協同組合連合会
鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院
- (2) 所在地 上田市鹿教湯温泉 1 3 0 8

(従業員の職種、員数及び業務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び業務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は指定通所リハビリテーション事業所の職員及び業務の管理を一元的に行なうものとする。尚、管理者が必要と認めるときは管理者代行を置くことができる。
- (2) 医師 1 名
医師は利用者に必要なリハビリテーションの提供にあたって医学面での管理、その他適切な指導助言を行なうとともに、従業員に対し必要な指示を出すものとする。
- (3) 理学療法士 1 名以上 作業療法士 1 名以上 言語聴覚士 1 名以上
利用者に対して医師の指示ならびに通所リハビリテーション計画に基づき理学療法・作業療法・言語療法等適切なりハビリテーションを実施するものとする。
- (4) 看護師 1 名以上
医師の指示ならびに通所リハビリテーション計画に基づき利用者のバイタルの点検、心身の一般状態の観察、その他適切なりハビリテーションを実施するものとする。

(5) 助手 1名以上

医師の指示ならびに通所リハビリテーション計画に基づき適切なリハビリテーション及びレクリエーションの実施にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 営業日及び営業時間は下記の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日（休業日は鹿教湯三才山リハビリテーションセンター指定の休日とする）

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(利用定員)

第 6 条 事業所において指定通所リハビリテーションのサービスを提供する定員は32名とする。

(事業の提供方法及び内容)

第 7 条 指定通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業の提供にあたって、医師等の従業員は診察、運動機能検査、作業能力検査等を基に、それぞれの利用者の状況、置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載したリハビリテーション目標を作成し、その内容等について説明を行なう。

(2) 指定通所リハビリテーション事業の提供にあたっては親切丁寧に行ない、利用または家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について理解しやすいように指導または説明を行なう。

(3) 通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、概に居宅サービスが作成されている場合はその計画の内容に沿って作成する。

(4) それぞれの利用者についてサービスの実施状況及びその評価を診療録に記載し、目標の達成状況は再評価し更に必要な計画を作成することとする。

(5) 事業所においてはリハビリテーションの提供と併せて食事・入浴の提供を行なうものとする。

(利用料)

第 8 条 指定通所リハビリテーション事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。他に自費分として食事代、材料代等が発生します。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は上田市（旧丸子町、旧武石村、塩田地区の一部）長和町（旧長門町）とする。

(サービス利用にあたっての留意点)

第10条 利用者が指定通所リハビリテーションの提供を受ける際に注意すべき事項は次の通りとする。

- (1) 事業所内の器機・器具の使用については、従業員の指示に従って行なうこと。
- (2) 当日急に休まれる時は、午前8時30分までに連絡をとること。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に際しては、消防法施行規則第3条に基づく計画を策定するとともに、非難・救出訓練の実施等、万全の対策を期すること。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の施設または飲用に供する水については衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行なうものとする。

- 2 指定通所リハビリテーション事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上。また、新規採用時には必ず）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の運営についての重要事項)

第14条 事業所は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制の整備を行なう。

- (1) 新任研修 6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

- 2 事業所の従業員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 従業員であった者は、従業員でなくなった後においても引続き前項に規程する義務を負う。
- 4 指定通所リハビリテーション事業所のカルテ他資料の保管は2年間とする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は長野県厚生農業協同組合連合会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

規程施行 平成12年4月1日

改訂平成13年5月1日 運営規程の変更 2単位、専用区画拡張、職員増員

改訂平成15年 5月1日 運営規程の変更 営業日、利用にあたって重要事項説明書

改訂平成15年 5月8日 運営規程の変更 言語聴覚士追加

改訂平成17年 4月1日 運営規程の変更 事業所の名称変更・管理者変更

改訂平成17年10月1日 運営規程の変更 利用料金変更

改訂平成18年	4月1日	運営規程の変更	利用料金・住所変更
改訂平成21年	4月1日	運営規程の変更	第5条・第6条・第8条の変更
改訂平成28年	8月1日	運営規程の変更	第9条の変更
改訂令和5年	12月1日	運営規程の変更	虐待防止に関する事項追加

通所リハビリテーション運営規程（介護予防）

（目的）

第 1 条 この規程は、長野県厚生農業協同組合連合会が設置・運営する鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院（以下事業所という）が行なう指定介護予防通所リハビリテーション事業の、運営及び利用に関して必要な事項を定め、事業所の指定介護予防通所リハビリテーション事業の提供にあたる従業員（以下従業員）が、要介護状態となった高齢者に対し適切な介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営方針）

第 2 条 事業の従業員は、利用者が要介護状態等になった場合においても可能な限りその居宅においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化防止、または、要介護状態となることの予防を資するよう。目標を設定し計画的に指定介護予防通所リハビリテーションを提供するものとする。

3 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、その提供する指定リハビリテーションの質の評価を行ない、常に改善を図るものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 長野県厚生農業協同組合連合会
鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院
- (2) 所在地 上田市鹿教湯温泉 1 3 0 8

（従業員の職種、員数及び業務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び業務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は指定介護予防通所リハビリテーション事業所の職員及び業務の管理を一元的に行なうものとする。尚、管理者が必要と認めるときは管理者代行を置くことができる。
- (2) 医師 1 名
医師は利用者に必要なリハビリテーションの提供にあたって医学面での管理、その他適切な指導助言を行なうとともに、従業員に対し必要な指示をだすものとする。
- (3) 理学療法士 1 名以上 作業療法士 1 名以上 言語聴覚士 1 名以上
利用者に対して医師の指示ならびに通所リハビリテーション計画に基づき理学療法・作業療法・言語療法等適切なリハビリテーションを実施するものとする。
- (4) 看護師 1 名以上

医師の指示ならびに介護予防通所リハビリテーション計画に基づき利用者のバイタルの点検、心身の一般状態の観察、その他適切なリハビリテーションを実施するものとする。

(5) 助手 1名以上

医師の指示ならびに介護予防通所リハビリテーション計画に基づき適切なリハビリテーション及びレクリエーションの実施にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 営業日及び営業時間は下記の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日（休業日は鹿教湯三才山リハビリテーションセンター指定の休日する）

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(利用定員)

第 6 条 事業所において指定通所リハビリテーションのサービスを提供する定員は 32 名とする。

(事業の提供方法及び内容)

第 7 条 指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業の提供にあたって、医師等の従業員は診察、運動機能検査、作業能力検査等を基に、それぞれの利用者の状況、置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載したリハビリテーション目標を作成し、その内容等について説明を行なう。

(2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業の提供にあたっては親切丁寧に行ない、利用または家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について理解しやすいように指導または説明を行なう。

(3) 通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、概に居宅サービスが作成されている場合はその計画の内容に沿って作成する。

(4) それぞれの利用者についてサービスの実施状況及びその評価を診療録に記載し、目標の達成状況は再評価し更に必要な計画を作成することとする。

(5) 事業所においてはリハビリテーションの提供と併せて食事・入浴の提供を行なうものとする。

(利用料)

第 8 条 指定介護予防通所リハビリテーション事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。他に自費分として、食事代、材料費等が発生します。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は上田市（旧丸子町、旧武石村、塩田地区の一部）

長和町（旧長門町）とする。

（サービス利用にあたっての留意点）

第10条 利用者が指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受ける際に注意すべき事項は次の通りとする。

（1）事業所内の器機・器具の使用については、従業員の指示に従って行なうこと。

（2）当日急に休まれる時は、午前8時30分までに連絡をとること。

（非常災害対策）

第11条 非常災害に際しては、消防法施行規則第3条に基づく計画を策定するとともに、非難・救出訓練の実施等、万全の対策を期すること。

（衛生管理等）

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の施設または飲用に供する水については衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行なうものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上。また、新規採用時には必ず）実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その運営についての重要事項）

第14条 事業所は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制の整備を行なう。

（1）新任研修 6ヶ月以内

（2）継続研修 年1回以上

2 事業所の従業員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する義務を負う。

3 従業員であった者は、従業員でなくなった後においても引続き前項に規程する義務を負う。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業所のカルテ他資料の保管は2年間とする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は長野県厚生農業協同組合連合会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

規程施行	平成18年4月1日	
改訂	平成21年4月1日	第5条・第6条・第8条
改訂	平成28年8月1日	第9条
改訂	令和5年12月1日	虐待防止に関する事項の追加